

令和4年12月13日

於・特許庁庁舎16階特別会議室＋WEB会議室

産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会  
第21回意匠審査基準ワーキンググループ議事録

特 許 庁

## 目 次

1. 開 会 .....	1
2. 座 長 挨 拶 .....	1
3. 委 員 紹 介 .....	1
4. 特 許 庁 挨 拶 .....	2
5. 議事運営について .....	3
6. 配布資料確認 .....	3
7. 近年の意匠登録出願及び審査運用の概況報告 .....	4
8. 閉 会 .....	18

## 開 会

○神谷意匠審査基準室長 皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会意匠制度委員会第21回意匠審査基準ワーキンググループを開催いたします。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

事務局を務めております、特許庁意匠課意匠審査基準室の神谷でございます。どうぞよろしく願いいたします。

前回の令和2年以来2年ぶりの意匠審査基準ワーキンググループとなります。この令和4年度も引き続き、阿部・井窪・片山法律事務所で弁護士・弁理士をなさっている黒田薫委員に座長をお願いしております。

それでは、年度初めの会合となりますので、黒田座長から一言御挨拶をお願いいたします。

## 座 長 挨 拶

○黒田座長 皆様、こんにちは。前回に引き続き座長を務めさせていただきます弁護士の黒田と申します。どうぞよろしく願いします。

○神谷意匠審査基準室長 ありがとうございます。

それでは、以降の議事進行を黒田座長にお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

## 委 員 紹 介

○黒田座長 それでは、続きまして事務局から委員の皆様の御紹介をお願いいたします。

○神谷意匠審査基準室長 委員の皆様を五十音順で紹介させていただきます。

大阪大学大学院法学研究科准教授・青木大也委員。

一般社団法人宮崎県発明協会知財アドバイザー・小山雅夫委員。

一般社団法人日本知的財産協会意匠委員会委員長、セイコーエプソン株式会社知的財産本部IP企画渉外部意匠グループ課長・平林篤哉委員。

日本弁理士会意匠委員会委員長、弁理士法人オング国際特許事務所弁理士・森有希委員。

以上でございます。

本日はワーキンググループの全委員に御出席いただいております。

○黒田座長 ありがとうございます。

### 特 許 庁 挨拶

○黒田座長 それでは、特許庁を代表して野仲審査第一部長から一言御挨拶をお願いします。

○野仲審査第一部長 審査第一部長の野仲でございます。本日は皆様、大変お忙しいところを御参加いただきまして、心より御礼を申し上げます。開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。ちょっとマイクが遠くなりますので、着席にて失礼をさせていただきます。

2015年に我が国がハーグ協定に加盟したことを契機といたしまして、2018年以降、弊庁は企業デザイン活動の実態に即しつつ、国際協調を意識した意匠登録出願手続の利便性向上を目的とする制度改正及び運用変更を順次行ってまいりました。併せて、2019年にはAIやIoTといった新たな技術が浸透する中で、デザインを中心に据えた戦略の重要性が高まっている国内外の状況を踏まえ、イノベーションやブランド構築の源泉としてデザインを活用できるよう抜本的な法改正を行い、意匠制度を拡充いたしました。これを受けまして、当ワーキンググループでは、2019年7月から令和元年改正意匠法に即した審査運用の方向性について検討いただきましたほか、新たなユーザーとされる方々を考慮して審査基準全体の明確化と簡素化のための検討にも取り組んでいただき、数々の改定を実現してまいりました。委員の皆様におかれましては、各御専門のお立場から数々の貴重な御指導をいただくとともに精力的に御審議いただきましたこと、この場を借りまして改めて厚くお礼を申し上げます。

本日は、主に近年の意匠登録出願の概況や改正法下の意匠登録出願及び審査の概況につ

いてお示しすることで、委員の皆様にご尽力いただきました一連の審査基準の改訂がユーザーの利便性を向上させ、着実に成果を上げていることを御報告させていただきます。委員の皆様からは、ぜひとも忌憚のない御意見をいただきたく存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○黒田座長 ありがとうございます。

#### 議事運営について

○黒田座長 それでは、議題に入る前に、事務局から議事運営の説明をお願いします。

○神谷意匠審査基準室長 本日は、小山委員、平林委員が本会議室から、青木委員、森委員がTeamsから参加されております。この会議室の皆様とTeamsで参加されている委員の方とはリアルタイムに音声のやり取りができるようになっております。御発言の際は、この会議室から参加の方につきましては、座長から指名されましたらまずマイクのボタンを押していただき、御自分のお名前をおっしゃっていただいた後、御発言が終わりましたら再度ボタンを押して消していただくようお願いいたします。また、できるだけマイクを近づけて御発言いただくようお願いいたします。Teamsで参加されている委員の皆様方から御発言いただく際は、御発言希望の旨をTeamsの手を挙げるボタンを押していただくか、あるいはチャット欄に御記入いただきまして、座長から発言を促された後に御発言をいただければと思います。御発言の際には、Teams右上のマイクのアイコンをオンにいただき、御自分のお名前をおっしゃっていただいた後、御発言が終わりましたらマイクのアイコンを押してオフにいただくようお願いいたします。

なお、今回はウェブ会議システムを併用しての会議となることから、一部音声聞き取りにくい場合や音ずれ等により発言を再度お聞きする場合がありますが、あらかじめ御了承いただきますようお願い申し上げます。

また、Teamsで参加されている委員の皆様におかれましては、会議室の音声聞こえないなど何かトラブルが発生しましたらチャット欄に御記入ください。係の者が対応いたします。

#### 配布資料確認

○神谷意匠審査基準室長 では、次に、本日の資料の確認をさせていただきます。

経済産業省の方針といたしましてペーパーレス化を推進しておりますことから、本日のワーキンググループにおきましても、座席表につきましてはお手元に紙で配布しておりますが、それ以外の資料につきましてはタブレットで御覧いただくこととしております。

カバーを開けていただくと画面が立ち上がります。PDFファイルが複数表示されていることを御確認いただけますでしょうか。左上から、本日のワーキンググループで使用する資料のデータとなっております。操作でお困りになった場合には、手を挙げて合図をしていただければ係の者が対応いたしますので、よろしく願いいたします。

では、資料の確認をさせていただきます。01、議事次第・配布資料一覧、02、委員名簿、03、資料1「近年の意匠登録出願及び審査運用の概況報告」、以上、計3点の資料でございます。よろしいでしょうか。

それから、もう1点、本会議は原則として公開いたします。配布資料・議事要旨及び議事録も原則として公開となります。ただし、個別の事情に応じまして、会議または資料を非公開にするかどうかの判断は座長に御一任するものといたします。

○黒田座長 ただいまの事務局からの説明について、御異議はございますでしょうか。

大丈夫そうですね。ありがとうございました。

#### 近年の意匠登録出願及び審査運用の概況報告

○黒田座長 それでは、議事次第2.「近年の意匠登録出願及び審査運用の概況報告」に移りたいと思います。

では、事務局から説明をお願いします。

○神谷意匠審査基準室長 では、事務局より資料1について御説明いたします。お手元の資料1をお開きください。

1ページ目が目次となっております。御覧の4つの項目で構成されています。これらは全て御報告事項となります。

それでは、1から順に説明をいたします。

1. 近年の意匠登録出願の概況です。

3ページです。我が国への意匠登録出願件数は、2010年以降毎年3万件前後で推移しております。

左の棒グラフは、我が国への意匠登録出願を赤い国際意匠登録出願とそれ以外の青色で分けした件数動向となっています。国際意匠登録出願は2015年の受付開始以来年々件数が増加しており、2021年は出願全体の約1割を少し上回る状況となっております。青色で示すそれ以外の出願は2万9,000件程度で推移しています。

右端の薄い色の棒グラフは、2022年の御参考として8月までの8か月分の速報値となっております。

右側の折れ線グラフは、AからNの物品等分類分野別の出願件数動向です。右端の2022年については、8月までの速報値のため点のみで示しております。この折れ線グラフを見ますと、2020年からはマスクや飛沫防止パネルなど新型コロナウイルス対策用品が含まれる青色の「C（生活用品）」及び黄色の「D（住宅設備用品）」の出願が増加傾向にあります。2021年も生活用品分野の出願が最多となっております。また、画像意匠が含まれるピンク色のN分野の出願増も顕著です。これは、2020年4月の令和元年改正法の施行を受けて画像意匠の出願が増加した分がもちろん含まれますが、従来、AからMまでの物品分類それぞれに、特にHの情報・通信機器分野に多くあった、例えば「○○機能付電子計算機」など、物品の部分に画像を含む意匠出願もこちらに含まれておまして、これらがこの時点でそれぞれの物品分類からNの分類に集約されていったという影響もございます。しかしながら、改正前の2019年当時は、このような物品の一部に画像を含んでいる出願というのは全物品分野合わせても1,200件程度でございましたが、今、2021年のN分野の増加というのはご覧のようにそれ以上のものと見受けられますので、やはり改正法下において画像意匠の出願自体も活発化していると考えられます。

では、次のページにまいります。4ページ目、各国官庁における意匠登録出願の状況です。

左上の折れ線グラフのように、2021年の外国人による日本への意匠登録出願は中国からの出願が最多となりました。

また、左下の棒グラフは、国際意匠登録出願も含めた日本への出願を、出願人が内国人か外国人かで分けたものです。日本、アメリカ、EUのいずれも、ここ数年内国からの出願があまり増えていないのに対して、外国からの出願、特に赤い中国からの出願が増加しているということが分かります。

続きまして、5ページ目です。意匠の国際登録制度の利用状況、WIPOの統計を御紹介します。ハーグ協定に基づく国際出願は、日本とアメリカが2015年に加入して以降、利

用が活発化しています。今年2022年には中国も加入しましたため、今後もさらなる利用が見込まれています。

それでは、このような状況を踏まえまして、次の項目、近年の我が国の意匠制度・運用改定の取組を紹介してまいります。

7ページ目に進みます。スライドに示しておりますのが、2018年当時のW I P Oの調査報告です。ハーグ協定を利用した意匠の実体審査国であるアメリカ、日本、韓国、ロシアにおける拒絶理由の内訳を調査したものです。ここで日本は赤色です。各国、左側のほうにある、意匠の不十分な開示や意匠の単一性に関する拒絶理由が通知される割合が多くなっています。一方、それに比べて、新規性等意匠の本質的な登録要件に関する拒絶理由は少ないということが分かります。我が国へ外国からの出願が増加する中、出願人の国内、外国の別なく、我が国制度に不慣れなユーザーにとって出願手続の負担を抑えた権利取得が可能となるよう、この意匠審査基準ワーキンググループの場においては、2018年以降、出願意匠の開示の具体性を損なうことのない願書及び図面の記載要件の緩和を検討し、制度改正及び運用変更を順次行ってまいりました。

それでは、次のページ以降に、その要件緩和の具体的な内容をまとめております。8ページ目です。2019年5月に意匠法施行規則改正と審査基準改訂を行いまして、立体的な意匠を表すのにそれまで原則六面の開示が必要であったという図面の記載要件を緩和しました。六方向や内部の態様が全て開示されていなくても、この額縁や小物入れの事例のように、開示された内容をいわば意匠登録を受けようとする部分として捉え、その創作の内容が十分に開示されていれば図の数は不問といたしました。

続きまして、9ページ、意匠登録を受けようとする部分以外の部分の開示の省略についても、「ゴルフクラブ」や「歯ブラシ」の事例のように、物品の形態が全て破線で開示されていなくても、物品等の性質に照らして「意匠登録を受けようとする部分」の位置・大きさ・範囲を十分に導き出せることができる場合には、意匠が具体的であると判断することといたしました。さらに、創作内容の表現上必要な場合、装飾品におけるトルソーなど、出願に係る意匠以外の物品等も図示可能としました。

10ページです。一意匠一出願、物品の区分及び組物の意匠の出願要件についても、法令改正及び基準改訂を行い、順次緩和を行ってまいりました。

2019年1月の審査基準改訂では、一意匠として出願できるものの範囲に関する要件を緩和いたしました。複数の構成物から構成されるものであっても、容器付きゼリーや自動車

用ランプの事例のように用途や機能上の結びつきがある場合は、形態的なまとまり、使用時の一体性などを考慮して、一つの意匠と判断することといたしました。

さらに、2020年4月には意匠法改正を受けて、販売パッケージとその中に収容された複数の物品などであっても、一体的に流通が可能で一体的に創作がなされている場合は一つの意匠と判断するよう基準を緩和いたしました。

組物の出願要件については、構成物品の要件緩和、品目の拡充が行われ、一定の要件の下、出願人の任意で構成物品等を自由に選ぶことができるようになりました。組物の部分についても意匠登録を受けることができるようになりました。

また、第7条の物品の区分の法改正を受けて、短靴・長靴など細分化された物品の区分に従って記載する必要のあった願書の意匠に係る物品の欄の記載が「履物」など上位概念の物品名称であっても、願書や図面の記載全体から意匠に係る物品をきちんと短靴などと判断できればよいとするよう基準が緩和されました。

次にまいります。11ページは、そのような図面要件緩和後の意匠登録例を2つ御紹介いたします。

左側は、美和ロック株式会社様の登録例です。こちらは個人認証器となっておりまして、実際に取り付けて使用する際には見えなくなってしまう位置である背面図の作図がございません。

右側、芝浦機械株式会社様の工作機械の登録例は、底面図と背面図の2図の作図がございません。提出されたこのような図の範囲で意匠登録を受けようとする意匠を認定して登録となっている事例です。

続きまして、12ページの事例にまいります。こちらは一意匠一出願の運用緩和後の登録事例です。

左側の株式会社三宅デザイン事務所様のチュニックの事例は、マネキンに着せつけることで使用時のシルエットと意匠登録を受けようとする部分の形状が明確に表されるようになっていきます。この意匠は、ISSEY MIYAKE 2021 SPRING SUMMER Paris COLLECTIONにて「SPONGY (スポンジー)」という商品名で発表されたものと伺っております。ジグザグの編み目からなる生地は高い伸縮性を有しており、着用すると体になじむシルエットに変化して、非着用時にはコンパクトにまとめることもでき、携帯性に優れたデザインであるということです。こちらの参考正面図に、非着用時の縮んだ様子が表されています。

右側、株式会社nico holic様のカップ入り菓子の登録例は、先ほどの10ページにあった

容器付きゼリーの事例に相当する登録例となります。ボール型のスイーツが透明なカップから透けて見えており、菓子と包装用容器が一体となった一意匠の例と言えます。

続きまして、13ページにまいります。大王製紙株式会社様の包装用箱入り包装用袋の事例となっています。こちらは、一箱ずつ異なる小花模様を散りばめた5箱のティッシュボックスを、手提げつきの透明な袋で包装した状態で一意匠として意匠登録されています。箱の表面の「i:na petit」という商品ロゴの部分が破線で表されており、部分意匠の登録例でもあります。こちらの商品は、若いひとり暮らしの女性の部屋に置いても目立たず、さりげなくなじむようなコンパクトなものとしてデザインされたと同っております。このように、ティッシュボックス5箱をまとめて1パックとして販売することは従来からまとめ買いの販売促進として業界で慣習的に行われてきたものでありましたが、このように販売時の実施形態そのもので意匠登録をすることが可能となったということで、デザイン創作促進の動機付けや模倣品対策への効果も期待されている、というお声をいただいております。

続きまして、14ページにまいります。こちらは法改正後の組物の意匠の登録状況です。このように43品目の登録状況が表されておりまして、2022年9月末までの2年半で139件登録となっております。保護対象の物品が限られていた改正前の2019年度の組物の出願は12件でしたので、法改正によって幅広い分野で多くの利用がいただけるようになったものと考えております。

続きまして、15ページです。新しい組物の意匠登録例として、株式会社ポーラ様の一組の販売用品セットの品目の登録例を御紹介いたします。こちらは6つの包装用箱で構成されています。一つずつ斜視図と六面図が表されておりまして、いずれも花をX線撮影した写真が表面に表されていて、これによって組物全体が統一されているデザインとなっております。6箱分の六面図がございますが、こちらは紙面が狭いので都合上、割愛させていただいております。

16ページにまいります。こうした近年の制度運用改定の取組の結果、左の棒グラフのように、2015年以降、図面等開示要件に係る第3条本文及び一意匠一出願に係る第7条のFAの拒絶理由通知件数が確実に減少していることが見て取れます。こちらはピーク時の2016年と2021年度の新しい件数を確認いたしますと、1,000件以上減少しているということが分かりました。

それから、右側の折れ線グラフ、即登録査定率の推移につきましても、もともと最終処

分全体の7割に満たない程度が標準的な即登録の割合でありましたが、2017年度に国際意匠登録出願の審査が本格化して、その前の2015年、2016年にあった国際意匠登録出願の審査の結果、最終査定に至ったものが2017年に非常に多数計上されたという影響で、このように落込みが生じました。さきに御説明した制度運用緩和を行った2018年以降は、国際意匠登録出願もそれ以外の国内出願も最終処分の即登録率が上がってまいりまして、このように全体で持ち直しているという状況でございます。

近年の制度運用改定につきましては以上のような効果がみられました。

ここまで基準運用改定のお話を中心いたしました。ここからは、改正法下の意匠登録出願及び審査の概況として、意匠制度そのものの改正があった点についてまとめて御報告いたします。

18ページです。令和元年に改正された意匠法のうち、2020年4月施行法では保護対象を拡充し、物品に記録・表示されていない画像単体や、不動産である建築物の外観、複数の物品のレイアウトからなる住宅等の内装のデザインについても保護が可能となりました。また、関連意匠制度を拡充し、本意匠の出願から10年以内であれば関連意匠出願を可能としたほか、関連意匠にのみ類似する意匠であっても関連意匠として登録可能となりました。意匠権の存続期間、その他についても改正が行われました。

さて、19ページは、法改正後の新保護領域の意匠の出願及び登録状況です。このグラフでは、四半期ごとの件数の推移を、画像意匠を青、建築物の意匠をオレンジ、内装の意匠を緑の折れ線で示し、それぞれ破線が出願、実線が登録件数となっております。御覧いただきますように、画像意匠の出願の伸びが目覚ましく、また建築・内装につきましても季節の波は見られますものの堅調に出願登録されているという状況でございます。ちなみに、これら新保護領域の意匠につきましては、特許庁ウェブサイト内の令和元年意匠法改正特設サイトにおきまして月に1度件数動向を公表しておりますので、毎月の最新情報はそちらを御覧いただければ幸いです。

続きまして、20ページ、改正法下の関連意匠の登録状況を御紹介いたします。棒グラフのオレンジ色の部分が本意匠の公報発行後出願の登録件数です。法改正により、自己の先行登録意匠が公報等で公知となった後でも、それと類似する後願意匠を関連意匠として意匠登録できるようになりましたので、2020年4月以降、本意匠の公報発行後の出願が関連意匠として登録される件数が増えているということが分かります。

続きまして、21ページにまいります。令和元年意匠法改正のうち2021年4月施行法では、

複数意匠一括出願手続の導入、物品の区分の扱いの見直し、手続救済規定の拡充がなされました。

22ページです。複数意匠一括出願手続は、2022年9月30日までに311通利用がございました。意匠ごとに分解した出願の意匠は1,345件となりまして、その内訳を分類別に見てみますと円グラフのとおりです。画像意匠が含まれるN分野での利用が非常に多くなっており、全体の約3分の1を占めている状況です。

続きまして、23ページ以降です。こちらは意匠制度・運用改定に基づく意匠登録事例集の公表を御説明いたします。

25ページ、こちらは意匠課意匠審査基準室で作成・公表しました3つの登録事例集のうち、最初の1つ、物品等の全体と部分の間の関連意匠登録事例でございます。こちらは2019年の運用改定に伴い、物品等の全体について意匠登録を受けようとする意匠と、物品の一部について意匠登録を受けようとする意匠、いわゆる全体意匠と部分意匠とが本意匠と関連意匠の関係として登録された事例を収集したものです。昨年8月に特許庁ウェブサイトにて公開いたしました。

次に、改正意匠法に基づく新たな保護対象の意匠登録事例です。こちらは今年の1月に公開いたしました。改正法で画像・建築物・内装の意匠として登録となったものの中から、今後このような出願を検討されるユーザーの参考となるような事例をピックアップして御紹介しているというものでございます。

次は画像を含む意匠の関連意匠登録事例集でして、今年9月に公開した一番新しい事例集です。こちらは、改正法の保護対象である画像単体の意匠と、従来から保護対象であった物品の一部に画像を含む意匠とが、本意匠・関連意匠として登録された事例や、そのほか画像の用途機能に違いがあっても本意匠・関連意匠として登録された事例など、画像意匠の出願を検討されるユーザーの御参考となるような事例をピックアップしております。

特許庁ウェブサイトからこれらの事例集をぜひ御覧いただき、皆様の何かお役に立ちましたら幸いです。

長くなりましたが、資料1に関する御説明は以上となります。御清聴ありがとうございました。

○黒田座長 ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明内容について、御意見、御質問がございましたらお願いします。平林委員、お願いします。

○平林委員 日本知的財産協会意匠委員会委員長を務めております、セイコーエプソンの平林でございます。御説明ありがとうございます。大変興味深い内容でした。幾つか御意見や感想とかを述べさせていただきたいと思います。

かなり画像意匠が増加している、また組物の種類が増えているなどの、登録後の関連意匠が増加しているという傾向から見ますと、出願全体の件数というのはさほど変わらないんですけども、そういう点で新たに改正に伴う出願件数が増えたということは、ユーザーが保護を希望する出願対象に移ってきているのかなと感じております。つまり、改正がかなりユーザビリティに沿ったものだったのではないかということが言えるのではないかなと思いました。

あと、ちょっと話が飛んでしましますが、登録事例集を3つ挙げていただきました。あれは非常に実務の上で理解の拠り所となっております。非常に助かっておりますので、また新たな出願等も増えてくると思いますので、それに伴ってまた更新ですとかページの増加ですとか、その辺のところをまた検討いただければと思います。

あと2点ございますが、宜しいでしょうか。

意匠法改正によってやはり画像意匠の件数がすごく伸びております。そこでちょっと懸念なんですけれども、画像意匠に関わる審査にかかる期間というのは長くなっていないでしょうかという、これはちょっと心配しております。そもそも画像意匠というものは審査の計画が公開されておらず計画から長いのか、それとも審査が遅れているのかというのもちょっとつかみかねております。なので、まず審査がどのくらいかかっているのかということと、また後々には計画を公開するということも御検討いただければと思います。

最後に感想になりますが、関連意匠制度の拡充というものは非常に我々も大変いい制度改定なのかなと考えておまして、最近では韓国など他国にも影響を及ぼしている可能性もございます。ユーザーとしては非常に歓迎しております。ただ、ワールドワイドでビジネスを行う企業にとりましては、日本のみの制度でありますとデザイン保護は十分ではないことから、特許庁が引き続きリーダーシップを取っていただきまして、他国の意匠制度の拡充や改定等の支援等をいただければと思います。

以上でございます。

○神谷意匠審査基準室長 平林委員、御発言ありがとうございます。

ユーザビリティに沿った意匠制度に近づいてきたという御発言を伺いまして、皆様からいろいろな御指摘、御協力をいただき、そのような制度に向かっているということで、

我々もこうした結果が見えて安堵しているところでございます。

事例集につきましても、これからも皆様のお役に立つような事例を増やしていきたいと思っておりますので、今後御出願のほうもぜひ積極的に御検討いただければ幸いです。

画像意匠については、このように今出願件数が非常に伸びているという状況でございます。審査全体では基本的にF Aは平均6月台で処理しているところですが、画像意匠につきましても調査の量も多く、非常に慎重に審査を続けているというところでございます。

それから、他国へのいろいろな制度運用につきましても、これから積極的に、日本の意匠制度はこんなふうによりユーザーに便利がいいように改定してきているということをご周知して、日本の運用を浸透させ、御理解がいただけるように向かっていきたいと考えております。ありがとうございました。

○黒田座長 ありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。

○下村意匠課長 先ほど平林委員から御指摘いただきました画像意匠の審査につきまして、私のほうからも補足させていただきます。

画像意匠の審査については体制の整備を行っておりまして、現在多数の担当官で対応しております。審査スケジュールも公表しており、他の分野と遜色なく審査のスケジュールの管理をしております。審査の遅延が生じないように鋭意対応しております。

それから、他国の制度改正等の整備のための支援ということでは、ASEANの国々の皆様から、日本の特許庁の経験を共有してほしいというリクエストも近年多々いただいております。鋭意これに対応させていただき、私どもの実体審査の知見等を共有させていただいているところでございます。引き続きこういった努力も継続してまいりたいと考えております。

○黒田座長 ありがとうございました。

オンラインで御参加の青木委員から御発言があるようです。どうぞよろしく申し上げます。

○青木委員 青木でございます。御説明ありがとうございました。

組物の意匠のところ、お話からしますと、前年が12件に対してこのデータでは139件ということで、数はもちろん非常に少ないわけですが、伸び方としてはかなりのものであるような印象を受けまして、この辺りは何かゆえんがありそうでしょうか。また、拝見しますと特定の分野でかなりの数が出ているのも気になる場所でした。

○神谷意匠審査基準室長 青木委員、ありがとうございます。組物の意匠は先ほどの資料

の14ページに改正前後の登録状況を示しておりましたが、それまで組物の意匠は利用できる物品が限られていたということで、この改正前の12件の出願につきましても主に、(乗用車用)フロアマットセットですとか、スピーカーボックスセットですとか、テーブルセットですとか、一部の品目に限られていたということがございました。それが現在、改正後の品目につきましてもは満遍なくそれ以外の物品等にも利用が進んでいるところでして、ちょっと数が多いのが68件ございます一組の運輸機器セットですが、こちらは以前から御利用がございましたフロアマットセットももちろんありますが、フロアマットセットだけではなくて、そのほかの乗用車内のインテリアに関わるセット物の出願なども含まれていて、今までの組物の利用者だけでなく、周知活動の結果、こうやって法改正がありましたということが呼び水となって、新しい組物ユーザーも呼び込んでいるのではないかとと思われるところでございます。

以上です。

○青木委員 ありがとうございます。

○黒田座長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。小山委員、お願いします。

○小山委員 いろいろ御説明をありがとうございました。今は大企業ではなくて中小企業とかを支援する立場におりますので、その立場で個人的な意見を申し上げたいと思います。

私、今回の令和元年度の意匠法改正をいろいろなところで説明する際に、実体的な改正もありますけれども、改正の前後に何回かにわたって実施された審査基準が大々的に変わった点がすごく大きな改正だと説明させていただいてます。特に意匠に不慣れな中小企業とか外国から出願される方々から非常にいい感想をいただくんです。第1に例えば中小企業は大企業みたいに社内にデザイナーがいるわけではないので、図面が描けないんです。それを外注に出すと何万円もかかってしまうので、ワープロソフトでつくった図面で意匠出願することが多いんです。今後は厳格な出し方ももちろん必要だと思いますけれども、少しラフな出し方が図面上許されるようになったことです。第2に物品名の記載も緩和された点がとてもよかったと思います。

第3に2016年のピーク時から1,000件もOA(オフィスアクション)が減ったとのことで、そのOAの内容がほとんど願書とか図面の開示要件などの厳格さに基づくものだったということなのです。全体の半減とはいきませんが、3分の1か4割ぐらいですか、減ったというのはとってもすごいことかなと思います。この緩和により外国からの意匠出

願や不慣れな中小企業には大変ありがたいことかと思えます。

第4に中小企業は資力が無いので、出願時に必ずしも十分な出願が投入できないんです。結果的に売ってしまったものを後からパリエーションデザインを保護する関連意匠出願を出すことは今までできなかったわけですが、今回の関連意匠の改正で、後出し、基礎意匠の登録公報発行後のものが既に顕著に増えており中小企業も活用できる便利な点だと思います。第5に組物の意匠、これも全商品分野で原則出せるようになり構成物品要件も緩和されたことです。構成物一件一件を意匠出願すればいいのですが、中小企業は資力が無いので取りあえず構成物の全体を1件の意匠出願で済ませこれがうちの意匠登録をしたものだとしてPRができることは素晴らしいことだと思います。

あと、もう1点だけ質問をよろしいでしょうか。ちょっと細かい点で申し訳ないんですが、22コマの複数意匠一括出願のグラフなんですが、外国から来た出願なのか、内国なのか、中小企業なのか、大企業なのかという、何か属性の詳しいデータがもしお手元の資料にあれば教えていただきたいのですが。よろしく願いいたします。

○神谷意匠審査基準室長 ありがとうございます。複数一括出願手続につきまして、311通今までありましたということで、この出願人の国内・外国の比率について調査をいたしました。国籍等も確認してみましたところ、日本国内の利用が73件ありまして、全体の約23%ということで、実は結構な数が日本からの利用であると。外国のほうが238件で、77%でした。外国人のうち出願が多かったのが、中国、アメリカ、ドイツでした。複数一括出願手続が、やはり多意匠を一括で出願できる、海外のそういう制度を持つ国の方が多く利用されるのではないかと予測していたのですが、意外と日本国内からの利用も多かったということで、複数一括出願の手続は外国・日本どちらの方でも便利に使っていただける制度ではないかと認識いたしました。

以上です。

○黒田座長 ありがとうございます。オンラインで御参加の森委員から御発言があるそうです。お願いします。

○森委員 ありがとうございます。森でございます。御説明ありがとうございます。

2018年頃からの意匠審査基準の改訂やその後の抜本的な意匠法改正によって非常に出願の選択肢が増えて、制度として大変使いやすいものになったと思っております。これまでの御庁の施策立案・実行に感謝を申し上げます。本日は日本弁理士会意匠委員会から参加させていただいておりますので、代理人となる立場から四、五点発言をさせていただきます。

いと存じます。

まず、スライド3にありますように、日本への出願の約1割が今ハーグルートということで、国内の代理人を介さずに国際出願がなされるといった状況であるかと思えます。そのことによって外国人に対する日本の制度周知の必要性が今まで以上に増しているのではないかと思えますが、この点について御庁のほうでお取組や、今後のご予定があればお伺いしたいと思っております。

また、スライド8以降の図面要件の緩和や物品の区分の見直しに関し、意匠法第3条第1項柱書違反や第7条違反について非常に柔軟な対応をしていただいております。日々の実務の中でも恩恵を実感しているところでございます。一方で、緩和が進むことによって別の見方をすると、意匠の認定がやや困難になるという懸念もございます。意匠制度というのは25年という長期にわたって独占排他権を付与するものでありますので、意匠の認定や類否判断において第三者に不利益が生じないよう、今まで以上にバランスを取りつつ運用をしていただいていることと思えますけれども、代理人の立場からも留意が必要ですし、運用においても意識していただけたらなと感じた次第です。

続きまして、スライド20ですが、関連意匠制度としては短期間で大きく変わったことで、ユーザーの制度に対する誤解も生じやすくなっているのではないかと懸念をしております。例えば、本意匠が公知になった後にも関連意匠の出願が可能になりましたけれども、出願人自身は関連意匠だと考えていても、審査で非類似だと判断されれば自己の公知意匠が引例から除外されず、登録できないといった事態も生じ得るかと思えます。こういったものは出願の時期を誤らなければ、あるいは適切に新規性喪失例外適用を受けていれば登録できた可能性もあると思えますので、これは弁理士会の課題でもあるのですが、こうした誤解が生じやすい点に焦点を当てた周知活動も今後必要だと感じました。

またスライド19の画像意匠に関しまして、非常に出願件数が伸びているということは私どもも日々実感しております。これに伴って、ユーザーにとってはクリアランス調査に対する懸念も同時に増しているのではないかと考えております。クリアランス調査に当たっては日本意匠分類が非常に重要になってくるのですけれども、現在の意匠分類のWは画像の用途機能などに基づいて大きく5つ、その他の分類も入れると6つに大きくくりされており、絞り込みが難しかったり、負担が生じてくることも懸念されます。今後、画像意匠の分類についてのさらなる細分化の御予定があるかをお伺いしてみたいのと、あともう1点、画像意匠の検索ツールであるGraphic Image Parkにつきまして、昨今のAI技術による画

像認証技術の向上などもございますので、今後検索性能の向上などに期待するところでございます。

最後になりますけれども、意匠登録事例集の公表につきましては私どもも指針とさせていただいております。ここで、冒頭のグラフで内国人の出願が減少しているという課題も感じるのですが、例えば御紹介があった販売形態の意匠、いわゆるサービス意匠と言われていたような分野では食品小売業や外食産業の方の御利用も多いのかなというふうに、弁理士会の今年度の活動の中でも分析を行っております。そうしたユーザーの方は、従来あまり意匠制度になじみがなかったような気もいたしますので、そのような販売形態に関するデザインの登録事例集といったものも今後出していただけますと、国内の出願人にとって出願意欲の増大につながるのではないかと思います。そしてまた、こうした登録事例集全般につきましては現在日本語での公表となっておりますけれども、海外のユーザーに向けた情報発信をしていただくことで外国人の制度利用もさらに促進されるのではないかなと感じた次第でございます。

以上、大変長くなってしまいましたけれども、所感的なところを述べさせていただきました。ありがとうございました。

○神谷意匠審査基準室長 森委員、ありがとうございました。まず、事務局からでございます。

外国の方への制度周知の対応についてということで、まず、意匠制度の改正、運用の改定があった点ですが、意匠法あるいは意匠審査基準、それから意匠登録出願の願書及び図面等の作成の手引きなどの各種ガイドラインを英訳したものを御用意しております。特許庁ウェブサイトの英語版のほうから御覧いただくとそのような情報も見られますので、ぜひ外国のユーザーさんにも御利用いただけますよう御紹介いただければと存じます。

それから、一意匠一出願等の認定・運用につきましては審査基準に記載のとおりでして、その物品分野において認められる範囲でということできっかりと審査判断していくということはもちろんでございます。

また、関連意匠の制度改正があっても、後の出願が関連意匠として全て登録されるわけではないということについては、もともと関連意匠として登録できるということ自体が第9条（先願の規定）の例外として設けられていますので、その例外を受けられた案件に適用される第10条におけるさらなる例外規定という点で、非常に複雑化しているという側面がございます。こういった点は今後、各種説明会等で、実務者レベルの方あるいは初心者

レベルの方、どのユーザーにとってもご理解いただけるように注力して周知に努めていきたいと存じます。

それから、事例集のアイデアとして、先ほどサービス意匠など制度になじみのない外食産業ですとか、そうした新しいユーザーの御参考になるようにということで、販売形態の事例集というアイデアは非常に興味深く拝聴いたしました。今後、事例集の作成に当たってはぜひそういったものも視野に入れて検討していきたいと思います。ありがとうございます。

それから、海外のユーザー向けの制度周知という点は、意匠課のほうから補足していただいてもよろしいですか。

○下村意匠課長 分かりました。海外ユーザーの方々への周知というのは、御指摘いただきましたように私どもにとりましても大きな課題と思っております。この間、神谷のほうからも説明させていただきましたように、意匠審査基準の英訳版に加えまして図面等の記載の手引きの英訳版等も弊庁ウェブサイトで公表してきております。今後も、これら以外のガイドラインや、海外ユーザーの皆様への簡明な御説明資料等は、順次英訳してウェブサイトのほうにアップしてまいりたいと考えております。

それから、画像のクリアランスの件でございますが、こちらは特に皆様から画像意匠の分類の付与が難しい等々の御相談をいただいているところです。この点については、今年画像の分類の定義カードを全部一新しまして、詳細な事例や説明をつけ加えたものを公表させていただきました次第です。こういったものを御活用いただきながら、クリアランスを行っていただければと考えており、お使いになった感想等をまたお寄せいただいて、御指摘を踏まえながら今後より一層の利便性の向上を考えていきたいと考えております。

それから、もう一つ、第3条と第7条に関する運用の緩和があったところで、審査が緩み過ぎてしまって意匠の明確性を損なわないようにと御指摘いただきました点につきましては、この審査基準の改訂にあたりましては委員の皆様それぞれのお立場から非常に貴重なアドバイスをいただいて、意匠の明確性を損なわずにどこまで図面の記載要件を緩和できるかというところを御検討いただいた次第でございまして、この緩和の中には図面の記載の省略ができないものも幾つかあるというふうな御指摘をいただきました次第です。そういったケースは審査基準に明記しております。審査に当たりましては、こういった緩和がどうしてもできないところはしっかりと遵守して運用していくことで、意匠の明確性を損なうことがないようにくれぐれも留意してまいりたいと思います。

○黒田座長 皆様、活発な御発言をいただきましてありがとうございます。

議題2についてはここまでとさせていただきたいと思います。

事務局から何か補足の説明はございますでしょうか。

○神谷意匠審査基準室長 補足というものではありませんが、今年度の意匠審査基準ワーキンググループにつきまして、以上のような御報告を中心に進めさせていただきました。近年の状況を振り返る内容でしたが、産業界もコロナ禍の影響を本来大きく受けているにもかかわらず、意匠登録出願には衰えがほとんど見られなかったということを確認いたしまして、対面での人の動きが抑制されていて、ネットなどオンラインでの商品流通の機会も一層増えているというような、このようなときだからこそ、一目見て分かるデザインの花というのが一層重要性を増しているのではないかと感じているところでございます。そうした潮流の変化を見逃さないように、ユーザーニーズを今後も把握しまして、引き続き時代に即したより使いやすい制度の運用検討を進めたいと考えております。来年度以降も本ワーキンググループの場でぜひ活発な御議論をいただければ幸いです。

委員の皆様におかれましては、本日は誠にありがとうございました。

○黒田座長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして第21回意匠審査基準ワーキンググループを閉会いたします。オンラインで参加されている皆様もどうもありがとうございました。

閉 会